

事業計画書

2026年度

(2026年1月1日から2026年12月31日まで)

公益財団法人木口福祉財団

2026年度事業計画書
(2026年1月1日から2026年12月31日まで)

公1 助成事業〈定款上の根拠／第4条第1項第1号〉

ボランティア活動や福祉活動に助成し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業

1. 趣旨

福祉活動やボランティア活動等の事業に対する助成を通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障がい者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

2. 事業内容

ア. 地域福祉振興助成

障がい者等を支援する福祉活動団体、ボランティア活動団体に対して、公募により申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。

【助成額等】

- 助成総額 6,000万円(予定額)
ただし被災地復興助成とあわせた全体の助成総額は1億円とし、配分は実際の申込状況等により変動するものとする。
- 1件あたりの上限額
 - 企画開催、物品購入 100万円
 - 工事 150万円
 - 車両購入 200万円
- 助成率 80%
- 助成予定件数 65件

【助成の具体例】

- ・難聴を啓発するセミナーの開催
- ・障がい者団体による芸術作品展の開催
- ・障がい者スポーツ大会の開催
- ・介助犬啓発のためのパンフレット作成
- ・利用者送迎、物品運搬等の車両の購入
- ・点字用紙、点字用シール等消耗品の購入
- ・就労支援のためのビニールハウス設置工事
- ・事業所のトイレ改修工事
- ・台風により被災した事業所の改修工事

【募集回数】

1回

イ. 被災地復興助成

日本国内の自然災害等で甚大な被害を受けた被災地における障害者等の生活、地域福祉の復旧、復興に取り組むボランティア団体、福祉活動団体に対して、公募により申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。

【助成額等】

- 助成総額 4,000万円（予定額）
ただし地域福祉振興助成とあわせた全体の助成総額は1億円とし、配分は実際の申込状況等により変動するものとする。
- 1件あたりの上限額 200万円
- 助成率 100%
- 助成予定件数 25件

【助成の具体例】

- ・地震で破損した障害者就労支援事業所の改修工事費
- ・地震で破損した機材備品の購入費

【募集回数】

1～2回

3. 募集方法

ホームページに掲載するほか、社会福祉協議会等の地域福祉関連施設・団体等を通じてチラシなどを配布して公募する。

4. 選考方法

すべての応募について選考委員会に諮り、選考基準及び年間予算額に則り、助成先及び助成額を理事会において決定する。

5. 選考結果及び助成実績】

選考結果は、個人情報を除きホームページで公表する。また、助成事業の実績を掲載した報告集を作成する。

公2 施設貸与事業 〈定款上の根拠／第4条第1項2号及び3号〉

建物等を活用し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業

1. 趣旨

公共の保健福祉事業及び福祉活動やボランティア活動等に対する建物等の貸与や地域イベントの開催等、当法人が保有する建物を活用することを通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障がい者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

2. 事業内容

ア 芦屋市保健福祉センター事業（芦屋市の保健福祉施設の用に供する建物及び設備の貸与）

本事業は、芦屋市に対し「保健福祉センター事業」に使用する建物等を貸与することによって、不特定多数の市民の地域福祉の促進に寄与し、当法人の目的である障がい者等社会的弱者にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資するものである。

【施設】

芦屋市保健福祉センター（兵庫県芦屋市呉川町14-9）

【芦屋市保健福祉センターの具体的機能】

- 保健センター
子育て支援・各種検診 等
- 福祉センター
障がい者相談支援・高齢者生活支援・介護予防・権利擁護・水浴訓練・ボランティア活動支援 等
- 歯科センター
休日歯科応急診療・障がい者歯科診療・歯の無料相談と検診

【賃料】

- 2026年度家賃収益 96,997,992円
月額賃料 8,083,166円

※ 月額賃料は次の計算式により算出している。

$(\text{土地評価額} \times 0.004 + \text{建物評価額} \times 0.006) \times \text{使用面積比率} + \text{消費税}$

イ 木口記念会館事業（会議室、ホール等の貸与）

本事業は、障がい者を支援する福祉活動、ボランティア活動やその他地域福祉の向上を目的とした利用に対して、当法人が取得、建設した施設（木口記念会館）のホールや会議室等を無料又は低価で貸与する。なお、公益目的以外の利用には

貸与しない。

【施設】

木口記念会館（兵庫県芦屋市呉川町14-10）

- ①開放スペース 1階交流ホール、2階フリースペース、図書室
- ②貸室 1階多目的ホール（定員60名）
3階会議室1、2、3（定員12名）
大会議室A、B（定員54名）
和室1、2（定員10名）

【利用の具体例】

- 就労している障がい者の交流会
- 普通学校に通う障がい児への学習支援
- 障がい者を対象とした就労支援のための講座
- 障がい児を持つ親のための相談会
- 依存症の自助グループセミナー
- 県保健事業所の講習会
- 高齢者の認知症予防カフェ

【看板犬】

木口記念会館を利用する障がい者や地域の方に、看板犬との触れ合いを通じて、心のケアを図る。

- 犬名 蘭
- 犬種 オーストラリアン・ラブラドゥードル
- 活動日 月曜日から金曜日（※祝日は除く）

ウ イベント事業（地域振興及び地域福祉促進のためのイベント開催）

本事業は、当法人が所有する建物を活用して、地域社会の振興と地域福祉の促進を目的に各種イベントを開催する。

【実施場所】

木口記念会館

【実施内容】

（1）木口会館まつり

木口記念会館の地域社会への更なる周知とともに障がい者と地域住民との交流を目的に障がい者団体による授産品販売、障がい者スポーツの体験等を企画し開催する。

主な内容

障がい者団体や支援団体による作業体験や授産品販売
障がい者のアート作品の展示
ボッチャ等の障がい者スポーツ体験 等

(2) 木口福祉財団交流会

当財団の助成を受けた団体、申し込みがあった団体を対象に、団体間の交流や情報交換の場を提供するため、交流会を開催する。

主な内容

助成対象団体による成果発表
活動発表と意見交換
選考委員による講評 等

(3) その他のイベント

1年を通じて、落語会、音楽コンサート、障がい者アートの作品展等、木口記念会館を活用した様々なイベントを企画開催し、地域福祉の促進と地域交流を図る。